

ASEAN 諸国の意匠登録制度及び
その運用実態に関する調査研究

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

Ⅲ. ハーグ協定のジュネーブ改正協定加盟に向けた ASEAN 諸国の課題

「Ⅱ. 調査結果」を基に、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会における日本のハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ジュネーブ改正協定」という。）加盟に向けた検討項目³³⁶を参照して、以下の項目について、ASEAN 諸国のジュネーブ改正協定加盟に向けた課題の検討を行った。

1. タイ

1. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

タイは一意匠一出願制度としており（特許法第 60 条）、法制度を改正して複数意匠一括出願を認めるようにするか、又はハーグ協定のジュネーブ改正協定第 13 条（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて、複数意匠一括出願を認めない旨の宣言をするかを検討する必要がある。

複数意匠一括出願を認める場合、同一出願内の意匠間で創作者が異なる場合や、同一出願のうち一部の意匠に拒絶理由が存在し、一部の意匠に拒絶理由が存在しない場合の拒絶理由を有さない意匠の取り扱いを検討する必要があるだろう。また出願様式、出願費用、記録するデータベースの構造なども変更を検討する必要があるだろう。

1. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

タイでは出願後、方式審査（予備審査）の後に第 3 者による異議申立を受け付けるために意匠登録出願が公開される（特許法第 65 条で準用される第 31 条）。法律・規則には出願の公開繰り延べに関連する条項は見られないが、アンケー

³³⁶ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会
http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/shingikai/isyou_seido_menu.htm

ト調査に対する回答では、出願の公開日は出願時に出願人が指定できる運用を行っており、その期間にも特に制限がないという（この運用は DIP の通知（アナウンスメント）によるものである）。そのため、例えば出願日の 30 月後を公開日として指定することも可能である。国際出願の公開繰り延べを担保するため、現在の法令に関連する条項を加えることを検討し、DIP におけるそのような出願に対する運用を検討する必要があるだろう。

1. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を 6 カ月に代えて 12 カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。（第 12 条、第 18 規則）

タイでは先行意匠調査を伴う実体審査が、予備審査に合格した後の 90 日間の異議申立のための公開の後に実行される（特許法第 61 条）。そのため、タイは共通規則 18(1)(b)に基づく宣言を行う資格があるだろう。DIP のアンケート調査の回答では、実体審査に平均 18 カ月を要している（2011 年）。したがって、上記期間のために 12 カ月を適用する宣言を行うこととともに、審査の効率化等により、この期間内での処理を可能とするための体制作りを検討する必要があるだろう。

1. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない（1. 3 参照）。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる（第 10 条）。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記 1. 3 で述べたような状況を考慮すると、国際公開までの実体審査の期間を十分に確保するため、国際事務局に対し、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討することが必要であろう。

1. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する（第 14 条(1)）。

タイでは特許法第 65 条で準用される第 19 条に「新規性喪失の例外規定」がある。国内出願に対する手続をどのように国際出願に対応させるか、手続自体を見直して検討する必要があるだろう。

1. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はないが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる（共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節）。

現行、タイには部分意匠制度が無く、点線・破線による表現も認められていない（意匠特許出願の手引き 3.1）ので、そのような出願への対応を検討する必要があるだろう。

1. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった（実施細則第 407 節）。

現行、タイには関連意匠制度は無いが、この規定は関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであり、調査の範囲で特段の課題は発見されなかった。

1. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない（第 9 規則）。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている（実施細則第 401 節～406 節）。

タイでは、基本的に 7 図（正背面図、左右側面図、平底面図及び斜視図）を提出しなければならないとされているおり、その幾つかが同じであれば省略することを認めている（意匠特許出願の手引き 3.1）。そのため、出願時提出しなければならない図の数が 6 以内となるよう検討する必要があるだろう。また、アンケート調査の回答によれば、図の番号を「図 1、図 2・・・」のように表記

することとしており、「1.1、1.2・・・」や「1-1、1-2・・・」を認めていない。複数意匠一括出願（1.1参照）を認めるとした場合、図の番号の表記について検討を要する可能性がある。

1.9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある（第5条(2)(b)(ii)、(iii)）。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる（共通規則7(5)）。説明が100語を超える場合、追加の料金が課せられる。

タイでは意匠の請求の範囲の記載が必要とされており（特許法第59条(3)）、また、出願に100語以内の簡潔な説明が含まれても良い（特許規則省令第21号第20条）としている。

簡潔な説明及び請求の範囲の記載が現行のタイの意匠特許制度の要件である場合、タイは宣言を行うか、又は現在の規定を改めるかの検討が必要であろう。

1.10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則9で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第10条(5)）。

タイの意匠制度では見本による意匠の表現を認めていない（特許規則省令第21号第19条）ため、第11条(1)(b)に基づく宣言を行わない場合（これによりタイが意匠の公開の繰り延べを規定することになる）、タイは見本を受け付ける必要がある。そのため、タイは見本を受け付けるか、国際登録の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

1.11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則8）。

タイの法令によると出願は創作者の名前でなされることが要求されている。出願人が創作者でない場合、出願時に譲渡証明書の添付が必要である（特許法第65条で準用される第10条）。そのため、タイは、出願が創作者の名前でななければならないという要件を通報するか、制度を改正するかを検討する必要

があるだろう。

1. 1 2 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

タイの意匠制度では、公開前に予備審査が実施され、公開後に実体審査が行われる。さらに、予備審査では、方式要件に加え、図面の一貫性などの実体的な要素も審査される。ジュネーブ改正協定では方式審査は国際事務局により実施されるため、タイは意匠審査の手続を改正する必要があるだろう。

1. 1 3 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

タイの意匠特許登録簿には排他的又は非排他的ライセンスを記載することとなっている（特許規則 26 号第 2 条）。しかし、国際登録簿にライセンス情報は記載されない。そのためタイはこれらのライセンス情報をどのように扱うかについて検討するか、又はライセンスに関する規定を改正する必要があるだろう。

1. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している（第 17 条）。

タイでは出願日から 10 年と規定されている（特許法第 62 条）。このためタイは、少なくとも存続期間を延ばす必要がある。

1. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される（追加の費用を要する場合もある）。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている（第 7 条、共通規則 12）。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言

により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる（第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12）。

タイでは、DIP は職権による新規性の審査を含む実体審査が行われる。現在出願時に 250 パーツ、登録されるまでにさらに 750 パーツ、また、それ以降も権利維持のために手数料を要する（割引料金になる初年度一括払いも選択できる）こととなっている（特許規則第 23 号第 2 条）。そのため、タイは個別指定手数料を宣言するか否かと、ジュネーブ改正協定に規定される更新制を適用する際の更新料について検討する必要があるだろう。

1. 16 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる（第 14 条(3)(a)）。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

タイは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

1. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(1)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

2013年2月

特許庁委託 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 諸国の意匠登録制度
及びその運用実態に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>